旧株式会社の定款に株券を発行しない旨の定めがない限り、新株式会社の定款には、その株式（種類株式発行会社にあっては、全部の種類の株式）に係る株券を発行する旨の定めがあるものとみなされる（整備76③）。

この新株式会社については、整備法の施行日に、その本店の所在地において、株券発行会社である旨の登記がされたものとみなされる（登記官の職権で、この登記がされる）（整備113④・136⑫三）。

Q51〔旧株式会社と株券発行〕
旧株式会社は株券発行会社となるか

次のように区分できる。

上場会社の株式は、平成21年１月５日からすべて振替株式に変更されているので（株券の電子化）、株券の発行はされていない。

Q52〔株券発行会社〕
株券発行会社は、必ず株券を発行しなければならないか

株券発行会社である場合	公開会社	設　立 募集株式の発行	株券発行会社は、株式を発行した日以後遅滞なく、当該株式に係る株券を発行しなければならない（会社215①）。
		株式の併合	株券発行会社は、株式の併合をしたときは、株式の併合がその効力を生じた日以後遅滞なく、併合した株式に係る株券を発行しなければならない（会社215②）。
		株式の分割	株券発行会社は、株式の分割をしたときは、株式の分割がその効力を生じた日以後遅滞なく、分割した株式に係る株券（既に発行されているものを除く）を発行しなければならない（会社215③）。
	全株式譲渡制限会社	設　立 募集株式の発行 株式の併合 株式の分割	全株式譲渡制限会社である株券発行会社は、左欄に係る株式発行にかかわらず、株主から請求がある時までは、当該株式に係る株券を発行しないことができる（会社215④）。
	公開会社・全株式譲渡制限会社を問わない		①　株券発行会社は、株主が株券不所持の申出をした場合には、株券の発行を要しない（→**Q53**）。 ②　株券発行会社は、定款で単元未満株式に係る株券を発行しない旨を定めた場合には、株券の発行を要しない（会社189③）。

Q71〔定款による要綱の定め〕
種類株式の発行については、要綱を定款で定めることができるか

(1)　会社法108条２項各号に定める事項（剰余金の配当について内容の異なる種類の種類株主が配当を受けることができる額その他法務省令（会社規20）で定める事項に限る）の全部または一部については、当該種類の株式を初めて発行する時までに、株主総会（取締役会設置会社にあっては株主総会または取締役会、清算人会設置会社にあっては株主総会または清算人会）の決議によって定める旨を定款で定めることができる。この場合においては、その内容の要綱を定款で定めなければならない（会社108③）。

(2)　必ず定款で定めなければならない事項は、次の表に掲げるものである（会社規20①）。これ以外の事項は、(1)で述べたように定款で要綱を定めれば足りる。

	種類株式	定款で定めなければならない事項
①	剰余金の配当の種類株式	配当財産の種類
②	残余財産の配当の種類株式	残余財産の種類
③	議決権制限株式	株主総会において議決権を行使することができる事項
④	譲渡制限株式	当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨
⑤	取得請求権付株式	㋑　株主が会社に対して当該株主の有する株式を取得することを請求することができる旨 ㋺　当該種類の株式１株を取得するのと引換えに当該種類株主に対して交付する財産の種類
⑥	取得条項付株式	㋑　一定の事由が生じた日に会社が当該株式を取得する旨 ㋺　会社が定める日を一定の事由とする場合にはその旨 ㋩　㋑の事由が生じた日に㋑の株式の一部を取得することとするときは、その旨および取得する株式の一部の決定の方法（株式の数に応じて取得する場合を除く） ㋥　当該種類株式１株を取得するのと引換えに当該種類株主に対して交付する財産の種類

⑦	全部取得条項付種類株式	取得対価の価額の決定の方法
⑧	拒否権条項付株式	当該種類株主総会の決議があることを必要とする事項
⑨	種類株主総会で取締役または監査役を選任することができる株式	㋑　当該種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役または監査役を選任することおよび選任する取締役または監査役の数 ㋺　㋑の定めにより選任することができる取締役または監査役の全部または一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類および共同して選任する取締役または監査役の数

次の種類株式に関して、定款に定めを設けまたは変更する場合の決議は、次の特則による。

Q72〔種類株式等と定款変更の特則〕
ある種類株式の内容を定款に定める等の場合における定款変更の特則

(1)　取得条項付株式　（種類株式発行会社である場合を除く）
　定款を変更してその発行する全部の株式の内容として会社法107条１項３号に掲げる事項（「当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること」＝取得条項付株式）についての定款の定めを設け、または当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く）をしようとする場合には、

　株主全員の同意を得なければならない（会社110）。

Q266〔準備金〕
準備金には、どのような種類があるか

準備金には、資本準備金（会社445③④、会計規76④一）と利益準備金（会社445④、会計規76⑤一）とがある。

Q267〔準備金の資本組入れ〕
資本に組み入れることができる準備金の種類、その組入可能額

会社は、準備金（資本準備金・利益準備金）を資本に組み入れることができる（会社448①二）。

会社法448条［準備金の額の減少］の規定により準備金の額を減少する場合（同条１項２号に掲げる事項［減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするときは、その旨および資本金とする額］を定めた場合に限る）は、同条１項２号の資本金とする額に相当する額が増加する（会計規25①一）。memo.の会社計算規則25条１項１号を参照。

memo.1　＜会社計算規則25条１項＞

> 第25条　株式会社の資本金の額は、第１款［株式の交付等］及び第４節［吸収合併、吸収分割および株式交換に際しての株主資本および社員資本］に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。
>
> 一　法第448条［準備金の額の減少］の規定により準備金の額を減少する場合（同条第１項第２号［減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするとき］に掲げる事項を定めた場合に限る。）　同号の資本金とする額に相当する額
>
> 二　法第450条［資本金の額の増加・剰余金］の規定により剰余金の額を減少する場合　同条第１項第１号の減少する剰余金の額に相当する額

memo.2　会社の資本金の額は、株式の発行による資本金の額の増加のほか、準備金または剰余金の額を減少する場合に限り、増加することができる（会計規25①）。